

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

平成 30 年 10 月 19 日

公益財団法人 佐賀県長寿社会振興財団
理事長 鍋 島 恵 美 子

1 競争入札に付する事項

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 品名・規格 | コンパクトミニバン |
| (2) 入札条件等 | 入札条件仕様書による |
| (3) 納入期限 | 平成 31 年 1 月 18 日 (金) |
| (4) 納入場所 | 公益財団法人 佐賀県長寿社会振興財団 |

2 入札に参加するために必要な資格

- (1) 県内に本店若しくは支店を有する自動車販売店で、佐賀県出納局総務事務センターが作成する「物品の製造、修理、購入または賃貸借に関する競争入札参加資格名簿」に登録している業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 行政機関から契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のアからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札書の提出日時及び提出場所等

- (1) 日 時 平成 30 年 10 月 31 日 (水) 14 時 00 分
- (2) 場 所 佐賀市神野東 2 丁目 6 番 1 号
さがサポセンター「いきいき館」1 階会議室
- (3) 入札方法 入札者の直接持参による入札
- (4) 問い合わせ先 公益財団法人 佐賀県長寿社会振興財団
- (5) 仕様書の交付方法 ホームページに掲載する

掲載期間 平成 30 年 10 月 19 日（金）～10 月 30 日（火）

URL <https://sagachouju.jp>

(6) その他 入札書に関する事項は「入札条件仕様書」に記載

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金免除

（佐賀県財務規則 第 103 条第 3 項第 2 号により免除）

イ 契約保証金免除

（佐賀県財務規則 第 115 条第 3 項第 3 号により免除）

(2) 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

カ 1 人で 2 以上の入札をした者

キ 代理人でその資格のない者

ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(3) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札参加者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。

(5) 詳細は、「入札条件仕様書」による。